

令和2年2月22日

北広島町教育委員会
教育長 池田 庄策 様

北広島町義務教育振興プラン策定委員会
委員長 新川 靖

北広島町義務教育振興プラン（教育振興基本計画）について（答申）

令和元年9月21日付、教育委員会諮問第1号で諮問された「北広島町義務教育振興プラン（教育振興基本計画）」について、慎重に審議した結果、別紙のとおりとりまとめたので北広島町義務教育振興プラン策定委員会規則第2条の規定に基づき答申します。

1. 計画の策定のための基本的な考え方

- 本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、国の計画を参照し、町の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定した。
- 平成29年告示の学習指導要領における新たな教育の方向性や北広島町の子供の姿を、学校教育、家庭教育の現状や課題を踏まえ北広島で学び育つ子供たちにとって大切にしたい「教育の方向性や方策」を議論して計画に入れた。
- 「第2期北広島町長期総合計画」「北広島町人口ビジョン」「北広島町総合戦略」と整合性を図って計画をした。
- 平成21年度に策定した「きたひろしま・夢・まなびプラン（北広島町義務教育振興基本計画）」の成果と課題を踏まえて学校教育を中心とし家庭・地域と連携した計画をした。
- 第2期北広島町長期総合計画の施策分野II誰もが愛着を持って暮らせるまちで「ふるさとを愛し地域を担う人材の育成」を掲げており計画の中で重要な位置づけとした。
- 今後の児童・生徒数が減少していくことが予想される中、老朽化する施設の今後の方向性を踏まえながら学校の適正化規模、適正配置を議論し計画に入れた。

2. 計画期間

- 令和2年度から概ね10年間とします。しかしながら教育や社会状況の変化に応じて計画の見直しをすること。